

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第105条の2第5項

3 命令等の内容

マイナ経歴証明書を有する者が免許を受けたときには、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会により運転経歴情報の抹消を受けなければならない一方、当該マイナ経歴証明書を番号利用法第17条第8項に規定する住所地市町村長に返納した場合には当該抹消を受ける必要がないこととされているところ、特定在留カード等への切替え時等において市町村（特別区を含む。）の長に返納した場合及び特定在留カード等であるマイナ経歴証明書を出入国在留管理庁長官に返納した場合についても同様に当該抹消を受ける必要がないこととする（新府令第30条の16第1項関係）。

4 施行期日

公布の日